

(史料紹介)

関口隆吉の梅顔先生宛書簡

—明治九年・萩の乱始末—

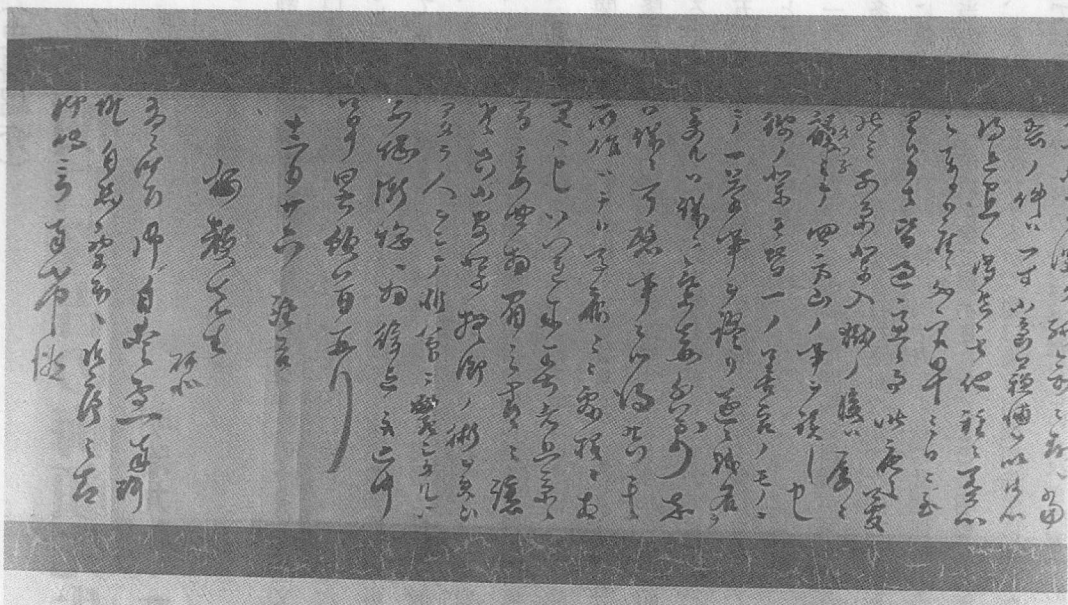
県立中央図書館指導主事 三ツ谷三善

静岡県立中央図書館の特殊コレクションの一つ、久能文庫には、関口隆吉関係書簡が収められている。関口隆吉（一八三六—一八九）はここにあらためて述べるまでもなく、本県の初代県知事（県令としては三代目）であるが、没後、遺族より書籍・軸物・地図・書簡等、多数の資料が当館に寄贈された。いずれをとっても貴重であるが、なかでも書簡は幕末以降、明治中期に至る近代史を考察する上で、重要な価値を持っている。これらについては、既に昭和四年に『関口県令記念 明治初期名士書簡集』が、そして昭和五八年に『関口隆吉 旧蔵 明治初期名士書簡集』が公刊され、広く紹介されているが、もとよりすべての書簡を網羅したものではない。また、昭和五九年には関口家から新たな書簡の寄贈を受けたが、この分はそのところ、刊行されていない。

一昨年、関口没後百年を記念して関係資料展が開かれた折、書簡も多く出陳され、従来あまり注目されなかつた関口の山形・山口時代に焦点が当てられた。特に明治九年の萩の乱関係に力点を置き、該当の書簡二〇余点が全て展示された。ここに昭和五九年寄贈分より、その一つを紹介するが、関口隆吉が梅顔先生に宛てたもの（草稿ではないか）で、萩の乱の経過報告といふべき内容である。「十二

月廿六日」付であるが、乱勃発が明治九年一〇月二八日、前原一誠ら首謀者の処刑が同年一二月三日であることより、明治九年と推測される。時に関口は山口県令として乱の鎮定に当たっている。以下、積文を掲げるが、可能な限り（注）を付してみた。

華墨謹誦。如命寒冷相増候処、愈御安全可被成御起居奉敬賀候。陳は当地之近況御聞及御座候通之処、少數承込居候儀も御座候て、御門生中之事如何も過慮いたし、幡山君迄一書差出置候処、其中軒野生方呈書にて御投翰被下方謝々々。扱、当処暴動之義は、四五年已来隠伏いたし居、佐賀県一挙之節圖為□□とスル処其機ヲ失、因循今年ニ至、一月中謀議相決シ、山口軍営ヲ衝、県庁ヲ屠、肥筑豊及ヒ長防ヲ席卷シ、広島鎮台ヲ攻、勢ニ乗シ大坂へ迫リ、西中国同力東京ニ進ミ、政府ヲ改革可致之事にて、隠ニ九州辺へ人ヲ遣シ、機密ヲ談候処、庶人異論アリ、事漏泄、西郷へ与ルノ書等皆細作ノ得ル所トナリ、已来愈切迫、士族其他気力アルモノ追々屯集、此際御□生之由、日根⁽⁴⁾・増田⁽⁵⁾・大橋某⁽⁶⁾等萩ニ来ル「モアリシ由、然ルニ彼党中異議ヲ生シ、事逐一県庁ニ密告スルモノアリ。又細作ノ徒方東京へも申立シ件モアリト聞へ、某氏方申越スニ、前原□謀ノ始末



関口隆吉の梅顔先生宛書簡（明治9年）12月26日付 Q 288-22-11

云々、処分方云々、サレトモ未明確ナル馮掘ナキニ似タルヲ以テ、其
 俣ニ打捨置、彼混意ナル人等ニ申合、精々説諭ヲいたし、務て平穩
 ニ相取度存候得共、何分少年血氣之輩四方ニ周旋シテ形跡弥アラハ
 ル。時論皆嚴重ノ処分ニ及フヘキヲ迫レリ。其中品川某ナル人曾て
 前原ニ居シ東京方来リテ前原ニ説事アリ。事始メテ平ク「ニ相成、
 前原方ハ謝罪状ヲ出シ、政府モ亦之レヲ容レテ静謐ニ事済申候。其
 後或人ノ説ニ随ひ、横山俊彦ナルモノヲ萩ノ区長ニ任シ、已来総て
 都合よろしく、官民之間強て六ヶ敷事も余リ無之様ニ覚候処、十月
 廿六日小生義赤間関方歸リ、始テ肥後云々ヲ承リ、事柄は精敷不相
 知候得共、變動アリタルニハ間違もナキ様考候間、万一ヲ過変シ可
 然候。急々人ヲ遣シ物情ヲ探ラセ候処、士族ハ追々集合スル由、翌
 廿七日夕刻ニ報シ来レリ。夜ニ入前原方書翰着ス。西郷方大砲八門、
 小銃三千挺、弾薬とも送り越せし由之届書也。廿八日ニ至ラハ銃器
 ヲ提、双刀ヲ佩、多人数萩地ニ横行シ、勢甚嫌疑ニ涉リ候由相聞へ、
 依て為説諭官吏某ヲ遣セシニ、午前二至、製造所ノ砲ヲ奪ひ、扱所
 ノ金ヲ盗ミ、宿駅二人夫ヲ募リ、糧食ヲ焚出サスル等、一々届出タ
 リ。依て不得已軍營へ相談シ、兵ニ中隊ヲ為鎮庄為差出、小生一兩
 人ノ吏人ヲ携、萩地え出掛候処、途中紛紜ノ事件もアリ、三十日ニ
 至リ萩へ着致候。コレヨリ先前原等ハ、百数十人トモニ長州畔川と
 申処へ脱走セシ由、依て此等ノ徒ヲ追撃スル「ニ決シ、兵ヲス、メ
 タル処、須佐と申処へ走ル^{里萩十}。三十一日風微之利ニヨリ海路萩え引
 返シ、小生輩ノ旅宿セシ処ヲ襲撃ス。此日ヲ始テ戦端ヲ開キ、十一
 月六日迄萩ノ地ハ戰場トナレリ。大略スル始末にて、春已来種々心
 配いたし、何卒輕拳粗擧^動之事柄無之様ニと、内実彼此周旋いたし候事

も御座候得共、終二今^日之事二至リ、為前原等にも深く残念ニ存候。当春ノ件ハ一寸小島蘇輔ヲ以御心得迄申上候得共、其他種々関心之儀も御座候処、最早之日ニ至リ候には皆過慮ニて、昨夜之夢のミ。前原輩入獄ノ後ハ屢々^{タツ}テ四方山ノ事ヲ談シ申候。彼ノ輩モ皆一ノ善良ノモノニテ、一挙事ヲ謬リ、遂ニ賊名ヲ受ルハ誠ニ気毒千万。志ハ誠ニ可愍事ニ候得共、其所作ハチト馬鹿々々敷様ニ相見ヘ申候。いつれ来春は上京候間、委曲拜眉之節ニ讓候。只小官輩撫御ノ術ヲ失ひ、アタラ人ヲシテ非命ニ斃シタルハ不堪^可愧候。拜復迄。取込中草□。頓首再拜。

十二月廿六日

隆吉

梅顔先生^{〇五}

研北

尚々、時下御自愛專一奉祈候、自然栗本^{〇六}ヘ御序之節御伝言奉希候。

(注)

- (1) 明治九年一〇月二八日に起こった前原一誠の萩の乱は一二月三日判決が下り、前原以下首謀者七名は即日斬刑に処せられた。
- (2) 江藤新平の佐賀の乱(明治七年二月―三月)。この時は、前原は中立を唱え、管内の士族の暴発を抑えた。
- (3) 前原は既に明治八年一月頃より、九州の秋月党・敬神党との連絡を密にしていた。九年一月に、西郷隆盛の密使(実は政府の間諜)二名が前原のもとを訪れ、蜂起を促した折、彼は意気投合し、意中を打ち明けてしまった。彼等が間諜であった事を知るのは、翌二月、横山俊彦が前原の命を受け鹿児島に遣わされた時である。当時、木

戸孝允は「前原之挙動実に可憫可笑之至」と、伊藤博文宛ての書簡(明治九年三月二三日付)で述べている。

(4) 白根成一か。秋月藩士。秋月の乱(明治九年一〇月二六日―一月一日)後、亡命し、西南戦争にも出陣。その後も流浪し、明治二三年佐賀県下で没した。

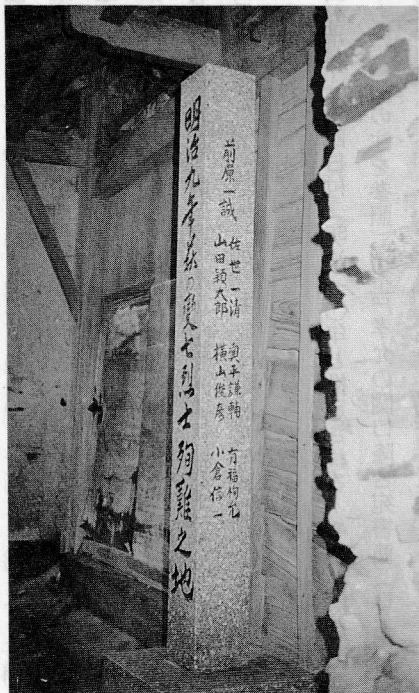
(5) 益田静方か。秋月藩士。秋月の乱で縛に就き、明治九年一二月三日、福岡の獄で斬首の刑に処せられた。

(6) 大橋一蔵。越後の豪農。思案橋事件(明治九年一〇月二九日)を起こした永岡久茂の同志。事件後、終身懲役に処せられたが、特赦で出獄。明治二二年憲法発布の式典を見物中、群集に圧せられて不慮の死を遂げた。

(7) 佃基清などか。

(8) 品川弥二郎。松下村塾では前原の後輩。政府の命を受け、明治九年四月五日萩に出向き、前原の説得に当たった。前原は異心のないことを誓ったが、約に背き、一〇月二八日反乱に及んだ。乱に際しては、品川は権大史兼内務大丞として現地を下り、暴徒の鎮定に尽力した。かつて江戸城攻撃に向かった官軍が歌った軍歌「トコトンヤレ節」は彼が橋本八郎の変名で作成したものといわれるが、萩の乱の折も前原らの行動を「七鬼落」という謡曲にまとめている。

(9) 伊藤博文か。伊藤が関口に対して、萩の区長に横山俊彦を推薦するという内容の書簡が久能文庫にある。(Q三二―一九―六)これは「六月十日」とあるのみで年代を欠くが、この書簡を収めた『関口県令記念 明治初期名士書簡集』は「明治七年頃か」とし、『久能文庫目録』も「明治七年」と推定している。明治七年といえは、関口



前原らの裁判は秋臨時裁判所で行われ、明治9年12月3日、岩村通俊判事より斬罪の判決が下され、即刻処刑が断行された。

(上) 刑場跡

(左) 刑場跡には、前原一誠萩の変百年祭顕彰会の手で、石碑が建てられた。

た。折から、彼は山形県権令として「地租改正之儀ニ付伺」(『山形県史』資料篇一九)のため在京中であり、事務引継のため、とり急ぎ、山形県に戻っている。(久能文庫には、帰県について同日付で「至急御許可相成度」という願書が残っている。Q二八八―二一六二)引継を済ませ、再度出京した彼は長州閥の総帥木戸孝允を訪ね、山口県の事情等について、情報を集めている。新任地への出発は明治九年二月二日、山口に着いたのは同月二八日であった。これは明治九年二月二九日付、関口の山田顕義(司法大輔)宛書簡(Q三二―一九一三三)によって判明する。この頃は既に前原一誠らの動きが活発化しており、彼は赴任早々不平士族の慰撫に心を勞することになる。前原の参謀横山俊彦(時に二七歳)を萩の区長に任命するなど、一党への融和策も進めたが、そのかいなく、一〇月末、乱が勃発した。一握りの士族兵が強力で統制のとれた政府軍に抗する術はなく、戦闘は七日間程で終わったが、率先して鎮圧に乗り出した彼は奇襲を受け、九死に一生を得るという危機的場面もあった。

上記書簡は、前原らが叛旗を翻す前夜の状況から書きおこし、乱の経過を略述し、末尾に前原らに対する彼の思いを記しているが、一党の愛国心に敬意を表し、深い同情を寄せている。「彼ノ輩モ皆一ノ善良ノモノニテ、一挙事ヲ謬リ、遂ニ賊名ヲ受ルハ誠ニ気毒千万」という言葉には、温かな人間味がうかがえよう。もちろん、続く部分に「志ハ誠ニ可愍事ニ候得共、其所作ハチト馬鹿々々數様ニ相見ヘ申候」とあり、方法を誤った彼等の行為に対して批判も忘れていない。また、「小官輩撫御ノ術ヲ失ひ、アタラ人ヲシテ非命ニ斃シタルハ不堪漸愧候」と、為政者として強い自責の念に駆られている点

も注意したい箇所である。

以上、この書簡は関口自身が萩の乱を総括する内容となっており、貴重なものであるが、問題は「梅顔先生」の特定である。

筆者は一昨年(明治九年)の資料展では木戸孝允と推測した。(拙稿「山形・山口時代の関口隆吉」。静岡県立中央図書館資料課発行「レファレンス」一六三号所収)木戸が二月二六日(明治九年と推定される)付の関口書簡に対して、返信を出しているからである。それは関口関係書簡の中に一月四日付(明治一〇年と推定される。その根拠は次に掲げる本書簡の注を参照)、木戸孝允の関口隆吉宛書簡(Q三二—一九一五)があり、「さては十二月廿六日の朶雲一昨日(一月二日—筆者注)相達し、拝見仕り候」と記されている事より確認できる。一月二日に関口から木戸宛てに書簡が届いたことは、『木戸孝允日記』によってもうかがえる。もちろん、関口が(明治九年)一月二六日付の書簡を木戸以外の者へ差出さなかつたとは言えないが、「梅顔先生」を木戸の号の一つ「老梅頑夫」に由来するものと見做し、ひとまず「梅顔先生」木戸孝允」と考えてみたのである。

木戸と関口は幕末、江戸の剣塾齋藤弥九郎道場で知り合い、以降二人の「たかよし」は親交を結ぶことになる。難問の山積する山口県令に関口を抜擢したのも、他ならぬ木戸であった。こうした事実、及び明治九年(推定)一月一〇日付・同月一五日(夜)付、木戸の関口宛書簡が久能文庫に関口関係書簡として残っており(Q三一—二一九—三、四)、また『木戸孝允日記』『木戸孝允文書』等によつて、明治九年一月から一〇年一月にかけて、木戸と関口の間で頻繁な書簡の往来がなされていることなどもあわせて、木戸孝允と推

定したわけである。

ところが、ここに難点が一つある。上掲書簡が木戸宛とすると、木戸の関口への返書との間に内容上のつながりがあつてしかるべきであるが、文面からは直接の関連が指摘できないのである。以下に木戸書簡の読み下し文及び(注)を、『関口隆吉 旧蔵 明治初期名士書簡集』より掲げてみると、次の通りである。

乱筆高恕。新禧万福、先ず以て御壮栄に御超歳大賀奉り候。小生も且々加年候間、憚りながら御放慮是に願ひ候。さては十二月廿六日の朶雲一昨日相達し、拝見仕り候。毛利元徳事⁽¹⁾、当春秋表へ罷り越し候につきては、小生も預り^(願ひ)促し、都合次第京都御用相済み次第、一回罷り越したく愚考仕り候。然る処、先生には当春御出京の御都合も在らせられ候処、其のため暫く御見合わせ下され候由、元徳始め拝顔候えば、本懐の至りに存じ奉り候えども、自然御用緩急の御都合も御座候央、態々御延引相成り候いては甚だ以て恐縮仕り候。何成と其の辺少しも御遠慮無く御願ひ仕り候。都下も静穏。さりながら、先達ては三重、茨城二県の一揆⁽³⁾につきて種々の流言も少なからず、随分騒々敷御座候。不平怨望の徒、太平を妨害候は、元より干戈にて直ちに鎮圧候外、趣向御座無く候えども、やむを得ず哀訴嘆願、終に竹槍を携え候徒へ利器を以て当り候事は、為すべからざるの事にて、実に憫念に堪えず候。又、政府に於いても反省之無くては相済まざる義と深く痛心仕り候中、今日、詔書御一発⁽⁴⁾、誠に有り難く存じ奉り候。此の上は弥人民の休養を顧み、政府を小にし人民を厚うするに、方向を一変仕らずしては相成らざる事と存じ奉り

候。只管此の 叡旨の貫徹仕り候様希望仕り候。先ずは其のため此のごとくに御座候。

一月四日⁽⁵⁾

孝允

草々頓首

隆吉先生 御内披

(注)

- (1) 毛利元徳(一八三九〜一八九六) 長州藩主毛利敬親の世子。明治一〇年(一八七七)に第十五銀行頭取、翌年同銀行取締役となる。
- (2) 京都御用濟次第 明治一〇年一月二四日より天皇は各地へ行幸。木戸孝允も随従した。
- (3) 三重、茨城二県の一揆 地租改正反対の一揆。明治九年一月茨城県下、一二月に三重県下で起こり、近隣諸県に波及して大規模なものとなった。
- (4) 詔書御一発 明治一〇年一月四日、地租を減ずる詔書が発せられた。
- (5) 一月四日 明治一〇年。

木戸書簡には関口書簡が縷々述べている萩の乱について触れた箇所が見られない。また、木戸書簡の内容の一つ「毛利元徳事」に関して、関口書簡は何ら言及していない。細かな点で言えば、関口書簡の「いつれ来春は上京候間、委曲拜眉之節ニ讓候」と、木戸書簡の「先生には当春御出京の御都合も在らせられ候処、其のため暫く御見合わせ下され候由」という部分とは矛盾している。従って、「梅

顔先生」については、より慎重に様々な角度からいま少し検討を加えることが必要であり、木戸孝允説は一つの可能性くらいにとどめておかねばならないであろう。

ところで、静岡県立中央図書館には、上述したように萩の乱関係の書簡が多数あるが、これらについては知る人も稀で、あまり研究がなされていないようである。山口県時代の書簡には、その他、西南戦争・山口県政関係のものも若干含まれるが、ここには中心をなす萩の乱関係より最もまとまった内容を持つ書簡を紹介し、少し考察を加えてみた。史料解釈の誤り、不備等について、御指摘いただければ幸いである。

けではなく、上海で修業した隸書と時文が役立つのである。

私はその日清戦争に出征した夜、壮行会のあとをかたずけて部屋を泣きながら掃除している、箒をもった母の姿を今も思ひうかべるのである。何のために泣くのかと思つたのは、三十分前までの大言壮語と悲歌慷慨が賑かだつたからである。

この家は牛込の赤城神社の下にあつた。赤城下町といふところであつた。ここから私は麴町の富士見小学校に通つたのである。そして何年か後に、山吹町といふ矢来下の新開地に引越した。その頃の母の記憶は叱られたことばかりであるが、母は武士の娘といふやうな意識を常にもつてたと見えて、われわれ子供に、冬の寒い朝も冷水で顔を洗わせるのは、武士の死しに顔に皺しわがよらないためだと教へたし、足を洗ふのに足と足とをこすつたりすると、それは仲間仲間のすることだといつて叱つた。そして妹たちには、頭にさしている簪は女の貞操を守るための武器であると教へてゐたやうだ。

そして私が覚へてゐるのは、高等学校か大学の時分であらう。新聞に激石の「それから」が出ている時分であつた。お前は代助に似ているから御気をつけよと叱られた。またその時分山登りをはじめてゐたのを心配して、事あれば易者に走るのであるが、一人の易者が、あなたの息子さんは注意深い性質だから心配はいらないといつてくれたので、それ以後は安心してゐたやうである。その頃は母は静岡にゐて、近所の娘さんに御茶を教へてゐた。この赤城下の家の庭にみずひきの花が咲いてゐたし、静岡の家の床の間にみずひきの花が活けてあつたのを思ひ出すのである。

(史料紹介)

関口隆吉の梅顔先生宛書簡

—明治九年・萩の乱始末—

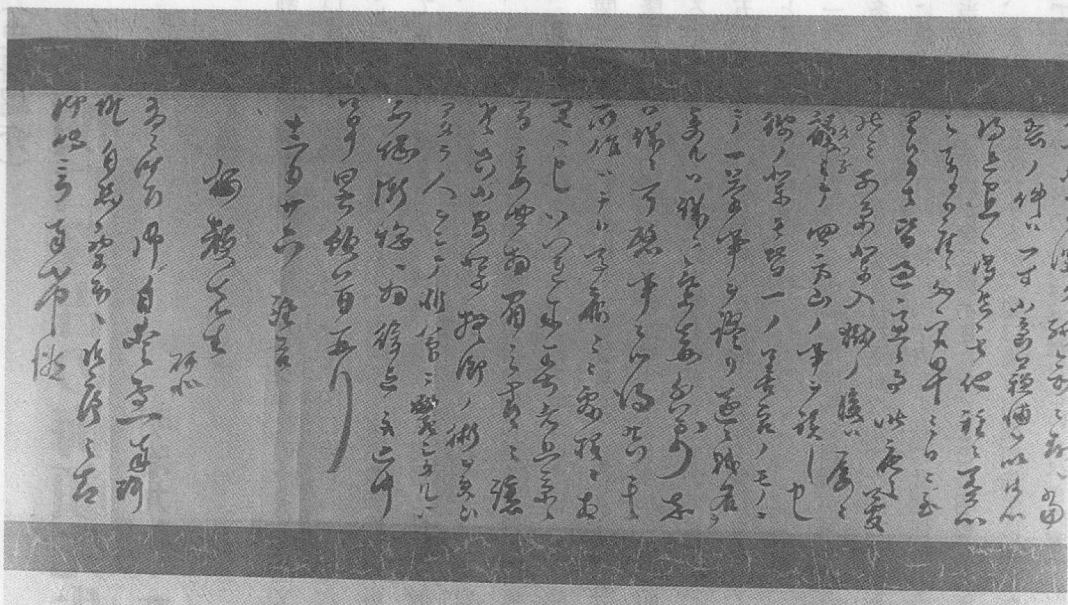
県立中央図書館指導主事 三ツ谷三善

静岡県立中央図書館の特殊コレクションの一つ、久能文庫には、関口隆吉関係書簡が収められている。関口隆吉（一八三六—一八九）はここにあらためて述べるまでもなく、本県の初代県知事（県令としては三代目）であるが、没後、遺族より書籍・軸物・地図・書簡等、多数の資料が当館に寄贈された。いずれをとっても貴重であるが、なかでも書簡は幕末以降、明治中期に至る近代史を考察する上で、重要な価値を持っている。これらについては、既に昭和四年に『関口県令記念 明治初期名士書簡集』が、そして昭和五八年に『関口隆吉 旧蔵 明治初期名士書簡集』が公刊され、広く紹介されているが、もとよりすべての書簡を網羅したものではない。また、昭和五九年には関口家から新たな書簡の寄贈を受けたが、この分はそのところ、刊行されていない。

一昨年、関口没後百年を記念して関係資料展が開かれた折、書簡も多く出陳され、従来あまり注目されなかつた関口の山形・山口時代に焦点が当てられた。特に明治九年の萩の乱関係に力点を置き、該当の書簡二〇余点が全て展示された。ここに昭和五九年寄贈分より、その一つを紹介するが、関口隆吉が梅顔先生に宛てたもの（草稿ではないか）で、萩の乱の経過報告といふべき内容である。「十二

月廿六日」付であるが、乱勃発が明治九年一〇月二八日、前原一誠ら首謀者の処刑が同年一二月三日であることより、明治九年と推測される。時に関口は山口県令として乱の鎮定に当たっている。以下、積文を掲げるが、可能な限り（注）を付してみた。

華墨謹誥。如命寒冷相増候処、愈御安全可被成御起居奉敬賀候。陳は当地之近況御聞及御座候通之処、少數承込居候儀も御座候て、御門生中之事如何も過慮いたし、幡山君迄一書差出置候処、其中軒野生方呈書にて御投翰被下方謝々々。扱、当処暴動之義は、四五年已来隠伏いたし居、佐賀県一挙之節圖為□□とスル処其機ヲ失、因循今年ニ至、一月中謀議相決シ、山口軍営ヲ衝、県庁ヲ屠、肥筑豊及ヒ長防ヲ席卷シ、広島鎮台ヲ攻、勢ニ乗シ大坂へ迫リ、西中国同力東京ニ進ミ、政府ヲ改革可致之事にて、隠ニ九州辺へ人ヲ遣シ、機密ヲ談候処、庶人異論アリ、事漏泄、西郷へ与ルノ書等皆細作ノ得ル所トナリ、已来愈切迫、士族其他気力アルモノ追々屯集、此際御□生之由、日根⁽⁴⁾・増田⁽⁵⁾・大橋某等萩ニ来ル「モアリシ由、然ルニ彼党中異議ヲ生シ、事逐一県庁ニ密告スルモノアリ。又細作ノ徒方東京へも申立シ件モアリト聞へ、某氏方申越スニ、前原□謀ノ始末



関口隆吉の梅顔先生宛書簡（明治9年）12月26日付 Q 288-22-11

云々、処分方云々、サレトモ未明確ナル馮掘ナキニ似タルヲ以テ、其
 俣ニ打捨置、彼混意ナル人等ニ申合、精々説諭ヲいたし、務テ平穩
 ニ相取度存候得共、何分少年血氣之輩四方ニ周旋シテ形跡弥アラハ
 ル。時論皆嚴重ノ処分ニ及フヘキヲ迫レリ。其中品川某ナル人曾テ
 前原ニ居シ東京方来リテ前原ニ説事アリ。事始メテ平ク「ニ相成、
 前原方ハ謝罪状ヲ出シ、政府モ亦之レヲ容レテ静謐ニ事済申候。其
 後或人ノ説ニ随ひ、横山俊彦ナルモノヲ萩ノ区長ニ任シ、已来総テ
 都合よろしく、官民之間強テ六ヶ敷事も余リ無之様ニ覚候処、十月
 廿六日小生義赤間関ヲ歸リ、始テ肥後云々ヲ承リ、事柄は精敷不相
 知候得共、變動アリタルニハ間違もナキ様考候間、万一ヲ過変シ可
 然候。急々人ヲ遣シ物情ヲ探ラセ候処、士族ハ追々集合スル由、翌
 廿七日夕刻ニ報シ来レリ。夜ニ入前原方書翰着ス。西郷方大砲八門、
 小銃三千挺、弾薬とも送り越せし由之届書也。廿八日ニ至ラハ銃器
 ヲ提、双刀ヲ佩、多人数萩地ニ横行シ、勢甚嫌疑ニ涉リ候由相聞ヘ、
 依テ為説諭官吏某ヲ遣セシニ、午前二至、製造所ノ砲ヲ奪ひ、扱所
 ノ金ヲ盗ミ、宿駅二人夫ヲ募リ、糧食ヲ焚出サスル等、一々届出タ
 リ。依テ不得已軍營ヘ相議シ、兵ニ中隊ヲ為鎮庄為差出、小生一兩
 人ノ吏人ヲ携、萩地え出掛候処、途中紛紜ノ事件もアリ、三十日ニ
 至リ萩へ着致候。コレヨリ先前原等ハ、百数十人トモニ長州畔川と
 申処へ脱走セシ由、依テ此等ノ徒ヲ追撃スル「ニ決シ、兵ヲス、メ
 タル処、須佐と申処へ走ル^{里萩十}。三十一日風微之利ニヨリ海路萩え引
 返シ、小生輩ノ旅宿セシ処ヲ襲撃ス。此日ヲ始テ戦端ヲ開キ、十一
 月六日迄萩ノ地ハ戰場トナレリ。大略スル始末にて、春已来種々心
 配いたし、何卒輕拳粗擧^動之事柄無之様ニと、内実彼此周旋いたし候事

も御座候得共、終二今^日之事ニ至リ、為前原等にも深く残念ニ存候。当春ノ件ハ一寸小島蘇輔ヲ以御心得迄申上候得共、其他種々関心之儀も御座候処、最早之日ニ至リ候には皆過慮ニて、昨夜之夢のミ。前原輩入獄ノ後ハ屢々^{タツ}テ四方山ノ事ヲ談シ申候。彼ノ輩モ皆一ノ善良ノモノニテ、一挙事ヲ謬リ、遂ニ賊名ヲ受ルハ誠ニ気毒千万。志ハ誠ニ可愍事ニ候得共、其所作ハチト馬鹿々々敷様ニ相見ヘ申候。いつれ来春は上京候間、委曲拜眉之節ニ讓候。只小官輩撫御ノ術ヲ失ひ、アタラ人ヲシテ非命ニ斃シタルハ不堪^可愧候。拜復迄。取込中草□。頓首再拜。

十二月廿六日

隆吉

梅顔先生⁵⁵

研北

尚々、時下御自愛專一奉祈候、自然栗本⁵⁶ヘ御序之節御伝言奉希候。

(注)

- (1) 明治九年一〇月二八日に起こった前原一誠の萩の乱は一二月三日判決が下り、前原以下首謀者七名は即日斬刑に処せられた。
- (2) 江藤新平の佐賀の乱(明治七年二月―三月)。この時は、前原は中立を唱え、管内の士族の暴発を抑えた。
- (3) 前原は既に明治八年一月頃より、九州の秋月党・敬神党との連絡を密にしていた。九年一月に、西郷隆盛の密使(実は政府の間諜)二名が前原のもとを訪れ、蜂起を促した折、彼は意気投合し、意中を打ち明けてしまった。彼等が間諜であった事を知るのは、翌二月、横山俊彦が前原の命を受け鹿児島に遣わされた時である。当時、木

戸孝允は「前原之挙動実に可憫可笑之至」と、伊藤博文宛ての書簡(明治九年三月二三日付)で述べている。

(4) 白根成一か。秋月藩士。秋月の乱(明治九年一〇月二六日―一月一日)後、亡命し、西南戦争にも出陣。その後も流浪し、明治二三年佐賀県下で没した。

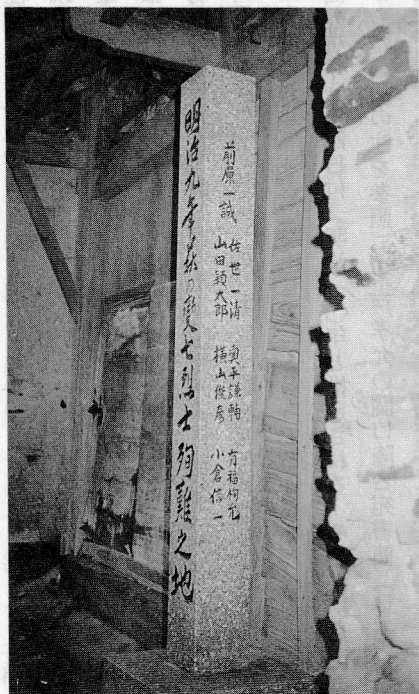
(5) 益田静方か。秋月藩士。秋月の乱で縛に就き、明治九年一二月三日、福岡の獄で斬首の刑に処せられた。

(6) 大橋一蔵。越後の豪農。思案橋事件(明治九年一〇月二九日)を起こした永岡久茂の同志。事件後、終身懲役に処せられたが、特赦で出獄。明治二二年憲法発布の式典を見物中、群集に圧せられて不慮の死を遂げた。

(7) 佃基清などか。

(8) 品川弥二郎。松下村塾では前原の後輩。政府の命を受け、明治九年四月五日萩に出向き、前原の説得に当たった。前原は異心のないことを誓ったが、約に背き、一〇月二八日反乱に及んだ。乱に際しては、品川は権大史兼内務大丞として現地を下り、暴徒の鎮定に尽力した。かつて江戸城攻撃に向かった官軍が歌った軍歌「トコトンヤレ節」は彼が橋本八郎の変名で作成したものといわれるが、萩の乱の折も前原らの行動を「七鬼落」という謡曲にまとめている。

(9) 伊藤博文か。伊藤が関口に対して、萩の区長に横山俊彦を推薦するという内容の書簡が久能文庫にある。(Q三二―一九一六)これは「六月十日」とあるのみで年代を欠くが、この書簡を収めた『関口県令記念 明治初期名士書簡集』は「明治七年頃か」とし、『久能文庫目録』も「明治七年」と推定している。明治七年といえは、関口



前原らの裁判は秋臨時裁判所で行われ、明治9年12月3日、岩村通俊判事より斬罪の判決が下され、即刻処刑が断行された。

(上) 刑場跡

(左) 刑場跡には、前原一誠萩の変百年祭顕彰会の手で、石碑が建てられた。

た。折から、彼は山形県権令として「地租改正之儀ニ付伺」(『山形県史』資料篇一九)のため在京中であり、事務引継のため、とり急ぎ、山形県に戻っている。(久能文庫には、帰県について同日付で「至急御許可相成度」という願書が残っている。Q二八八―二一六二)引継を済ませ、再度出京した彼は長州閥の総帥木戸孝允を訪ね、山口県の事情等について、情報を集めている。新任地への出発は明治九年二月二日、山口に着いたのは同月二八日であった。これは明治九年二月二九日付、関口の山田顕義(司法大輔)宛書簡(Q三一―一九一三三)によって判明する。この頃は既に前原一誠らの動きが活発化しており、彼は赴任早々不平士族の慰撫に心を勞することになる。前原の参謀横山俊彦(時に二七歳)を萩の区長に任命するなど、一党への融和策も進めたが、そのかいなく、一〇月末、乱が勃発した。一握りの士族兵が強力で統制のとれた政府軍に抗する術はなく、戦闘は七日間程で終わったが、率先して鎮圧に乗り出した彼は奇襲を受け、九死に一生を得るという危機的場面もあった。

上記書簡は、前原らが叛旗を翻す前夜の状況から書きおこし、乱の経過を略述し、末尾に前原らに対する彼の思いを記しているが、一党の愛国心に敬意を表し、深い同情を寄せている。「彼ノ輩モ皆一ノ善良ノモノニテ、一挙事ヲ謬リ、遂ニ賊名ヲ受ルハ誠ニ気毒千万」という言葉には、温かな人間味がうかがえよう。もちろん、続く部分に「志ハ誠ニ可愍事ニ候得共、其所作ハチト馬鹿々々數様ニ相見ヘ申候」とあり、方法を誤った彼等の行為に対して批判も忘れていない。また、「小官輩撫御ノ術ヲ失ひ、アタラ人ヲシテ非命ニ斃シタルハ不堪漸愧候」と、為政者として強い自責の念に駆られている点

も注意したい箇所である。

以上、この書簡は関口自身が萩の乱を総括する内容となっており、貴重なものであるが、問題は「梅顔先生」の特定である。

筆者は一昨年(明治九年)の資料展では木戸孝允と推測した。(拙稿「山形・山口時代の関口隆吉」。静岡県立中央図書館資料課発行「レファレンス」一六三号所収)木戸が二月二六日(明治九年と推定される)付の関口書簡に対して、返信を出しているからである。それは関口関係書簡の中に一月四日付(明治一〇年と推定される。その根拠は次に掲げる本書簡の注を参照)、木戸孝允の関口隆吉宛書簡(Q三一—九一五)があり、「さては十二月廿六日の朶雲一昨日(一月二日—筆者注)相達し、拝見仕り候」と記されている事より確認できる。一月二日に関口から木戸宛てに書簡が届いたことは、『木戸孝允日記』によってもうかがえる。もちろん、関口が(明治九年)一月二六日付の書簡を木戸以外の者へ差出さなかつたとは言えないが、「梅顔先生」を木戸の号の一つ「老梅頑夫」に由来するものと見做し、ひとまず「梅顔先生」木戸孝允」と考えてみたのである。

木戸と関口は幕末、江戸の剣塾齋藤弥九郎道場で知り合い、以降二人の「たかよし」は親交を結ぶことになる。難問の山積する山口県令に関口を抜擢したのも、他ならぬ木戸であった。こうした事実、及び明治九年(推定)一月一〇日付・同月一五日(夜)付、木戸の関口宛書簡が久能文庫に関口関係書簡として残っており(Q三一—二一九—三、四)、また『木戸孝允日記』『木戸孝允文書』等によつて、明治九年一月から一〇年一月にかけて、木戸と関口の間で頻繁な書簡の往来がなされていることなどもあわせて、木戸孝允と推

定したわけである。

ところが、ここに難点が一つある。上掲書簡が木戸宛とすると、木戸の関口への返書との間に内容上のつながりがあつてしかるべきであるが、文面からは直接の関連が指摘できないのである。以下に木戸書簡の読み下し文及び(注)を、『関口隆吉 旧蔵 明治初期名士書簡集』より掲げてみると、次の通りである。

乱筆高恕。新禧万福、先ず以て御壮栄に御超歳大賀奉り候。小生も且々加年候間、憚りながら御放慮是に願ひ候。さては十二月廿六日の朶雲一昨日相達し、拝見仕り候。毛利元徳事⁽¹⁾、当春秋表へ罷り越し候につきては、小生も預り^(願ひ)促し、都合次第京都御用相済み次第、一回罷り越したく愚考仕り候。然る処、先生には当春御出京の御都合も在らせられ候処、其のため暫く御見合わせ下され候由、元徳始め拝顔候えば、本懐の至りに存じ奉り候えども、自然御用緩急の御都合も御座候央、態々御延引相成り候いては甚だ以て恐縮仕り候。何成と其の辺少しも御遠慮無く御願ひ仕り候。都下も静穏。さりながら、先達ては三重、茨城二県の一揆⁽³⁾につきて種々の流言も少なからず、随分騒々敷御座候。不平怨望の徒、太平を妨害候は、元より干戈にて直ちに鎮圧候外、趣向御座無く候えども、やむを得ず哀訴嘆願、終に竹槍を携え候徒へ利器を以て当り候事は、為すべからざるの事にて、実に憫念に堪えず候。又、政府に於いても反省之無くては相済まざる義と深く痛心仕り候中、今日、詔書御一発⁽⁴⁾、誠に有り難く存じ奉り候。此の上は弥人民の休養を顧み、政府を小にし人民を厚うするに、方向を一変仕らずしては相成らざる事と存じ奉り

候。只管此の 叡旨の貫徹仕り候様希望仕り候。先ずは其のため此のごとくに御座候。

一月四日⁽⁵⁾

孝允

草々頓首

隆吉先生 御内披

(注)

- (1) 毛利元徳(一八三九〜一八九六) 長州藩主毛利敬親の世子。明治一〇年(一八七七)に第十五銀行頭取、翌年同銀行取締役となる。
- (2) 京都御用済次第 明治一〇年一月二四日より天皇は各地へ行幸。木戸孝允も随従した。
- (3) 三重、茨城二県の一揆 地租改正反対の一揆。明治九年一月茨城県下、一二月に三重県下で起こり、近隣諸県に波及して大規模なものとなった。
- (4) 詔書御一発 明治一〇年一月四日、地租を減ずる詔書が発せられた。
- (5) 一月四日 明治一〇年。

木戸書簡には関口書簡が縷々述べている萩の乱について触れた箇所が見られない。また、木戸書簡の内容の一つ「毛利元徳事」に関して、関口書簡は何ら言及していない。細かな点で言えば、関口書簡の「いつれ来春は上京候間、委曲拜眉之節ニ讓候」と、木戸書簡の「先生には当春御出京の御都合も在らせられ候処、其のため暫く御見合わせ下され候由」という部分とは矛盾している。従って、「梅

顔先生」については、より慎重に様々な角度からいま少し検討を加えることが必要であり、木戸孝允説は一つの可能性くらいにとどめておかねばならないであろう。

ところで、静岡県立中央図書館には、上述したように萩の乱関係の書簡が多数あるが、これらについては知る人も稀で、あまり研究がなされていないようである。山口県時代の書簡には、その他、西南戦争・山口県政関係のものも若干含まれるが、ここには中心をなす萩の乱関係より最もまとまった内容を持つ書簡を紹介し、少し考察を加えてみた。史料解釈の誤り、不備等について、御指摘いただければ幸いである。